

■ 認定制度概要

日本東方医学会では、人々が中医学による医療・医学の恩恵を受ける、より良い機会を得られるように、中医学の研鑽を積んだ当学会会員を対象に、認定資格を審査の上決定しています。

昭和58年の会設立以来、上記を目的とした認定制度を発足させ、医師を中心に認定資格を発行してまいりました。

より幅広く中医学を医療の現場で実践する医療従事者を増やすため、この度、認定制度を改定しました。

本認定制度が中医学の臨床現場で活かされることを願ってやみません。

■ 申請・認定の流れ

①申請書の提出

(申請書は日本東方医学会ホームページよりダウンロードして取得する)

②受験料(¥5,000)を納付(お振込み)



試験問題 受け取り(事務局よりメール送付)



解答 提出(事務局へメール送付)



審査委員会による審査の後、合否決定・通知



合格者は認定料を納付の後、認定(認定証発行)

※受験料・認定料の納付先は、申請後のご案内を確認ください。
※申請をはじめとする諸連絡はメールにてお受けしております。



【改定】2026年5月22日

一般財団法人 東方医療振興財団 事務局

〒104-0045

東京都中央区築地 6-4-5-404

Tel : 03-6264-3015

Fax : 03-6264-3016 (平日 10 ~ 16 時)

E-mail : zaidan@jptoho.or.jp

<http://www.jptoho.or.jp/>



一般財団法人 東方医療振興財団

日本東方医学会

<http://www.jptoho.or.jp/>

■ 認定制度の目的

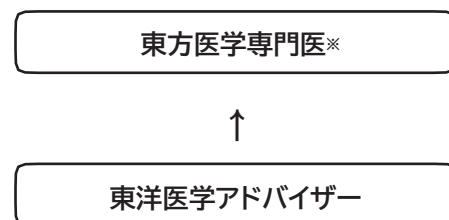
1. 医療従事者として現代中国医学(以下中医学)の広く深い知識と理論を身に付け、現代西洋医学との交流を図ることによって、人々がより良い水準の医療の恩恵を受けられるよう、社会の健康・福祉に貢献する。
2. この目的達成のため、東方医学に造詣の深い医療従事者を多く抱える「一般財団法人 東方医療振興財団 日本東方医学会」は、中医学を臨床現場で活用できる医療従事者を育成するため認定制度を発足させ、各レベルに応じて資格を発行する。

■ 認定基準単位

中医学研修講座の修了 (基礎の部、臨床の部ともに8割以上の出席)	35 単位
中医学研修講座の修了 (基礎の部、臨床の部、どちらか8割以上の出席)	15 単位
中医学オンラインセミナーの修了 (基礎の部または臨床の部、どちらか全講座受講)	15 単位
鍼灸学セミナーの修了(修了書取得者)	25 単位
鍼灸学セミナーの1日受講	5 単位
中国医学実践通信講座の修了	20 単位
次のステップを目指す中医学研修講座 (年間8割以上の出席で)	15 単位
学会発表(1回につき)	10 単位
論文提出 (学術誌「東方医学」掲載1回につき)	10 単位
学会出席(1回につき)	5 単位

■ 資格の種類

中医学の知識のレベルに応じて、資格を2段階とする。



※「医」の部分は、対象者に応じて呼称が「鍼灸師」「薬剤師」「看護師」などに変わります。

【資格の詳細】

名称	東洋医学 アドバイザー	東方医学専門医
対象者	規定なし	医師・歯科医師・鍼灸師・薬剤師・看護師等、医療に関わる国家資格有資格者
在籍年数	規定なし	3年以上
単位	35 単位 (中医学研修講座修了者)	60 単位
必須条件	入会と年会費の支払い	学会発表または論文提出
認定試験	記述式問題	
認定料	5,000 円	30,000 円
受験料	5,000 円	
更新	5年間に学会へ 3回以上参加	5年間に新たに 20単位取得
審査委員	学術委員会で選出	

■ 認定基準

1. 原則として会員であり「東方医学専門医」は在籍3年以上を経過していること。なお「東洋医学アドバイザー」は在籍年数の規定は設けない。
2. 認定を受けるべき基準の内容は単位制によるものとし、規定の単位を取得し且つ認定試験を受験した者について、日本東方医学会審査委員会において審査の上、可否を決定する。
3. 認定基準単位は別記のとおり定める。「東方医学専門医」は学会発表または論文提出を必須とする。
4. 名称は、「東洋医学アドバイザー」「東方医学専門医」とする。
5. 必要な認定基準単位は、「東洋医学アドバイザー」35 単位(中医学研修講座修了者)、「東方医学専門医」60 単位とする。
6. 認定料は「東洋医学アドバイザー」5,000 円、「東方医学専門医」30,000 円とする。認定試験の受験料は一律 5,000 円とする。
7. 更新は所定の更新申請書により5年毎とし、「洋医学アドバイザー」は5年間で3回以上の学会出席、「東方医学専門医」は5年間で新たに20 点の認定基準単位の獲得を必須とする。
8. 審査委員は日本東方医学会の学術委員会で選出する。
9. 厚生労働省告示第 158 号第 26 号、159 号専門医の広告に関する認定は受けない。